

情報通信審議会 有線放送部会（第20回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年8月9日(木) 13時00分～14時05分

於、第1特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、長村 泰彦、
根岸 哲

（以上5名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、河内 正孝（審議官）、
吉田 博史（地上放送課長）、藤島 昇（地域放送課長）、
野崎 雅稔（地域放送課技術企画官）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

答申事項

諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問第1175号に関する審議

開 会

○根元部会長　それでは、時間でございますので、ただいまから情報通信審議会有線放送部会、第20回でございますが、会議を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて会議を行います。

まず、会議に先立ちまして、先日、総務省において人事異動があったとのことでございます。異動された方々のごあいさつをお願いしたいと思います。

○野崎地域放送課技術企画官　7月17日付で、技術企画官を拝命いたしました野崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○根元部会長　よろしくどうぞお願いします。

議 題

【諮問第1172号】

【諮問第1173号】

【諮問第1174号】

【諮問第1175号】

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議事は、「諮問第1172号から第1175号」、いわゆる数回取り扱っております「裁定案件」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○藤島地域放送課長　それではまず、お手元の資料20-1「裁定申請照会事項回答書」と書かれました資料につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料20-1につきましては、申請者のうち大分ケーブルネットワーク株式会社、通称OCNが、アナログ放送において放送事業者から再送信の同意を得ながら再送信を途中で停止したという点につきまして、前回の部会におきまして、当該事業者に関係

の照会を行った回答をもとにご議論をいただきました。しかし、当該事業者に関係を再度確認する必要があるというご意見を賜りましたので、部会長名でOCNに対しまして再度の事実関係の照会を行ったその回答書ということでございます。

まず照会事項①-1でございますが、放送局の再送信について停止したが、現在では当該放送局の再送信が十分可能であるというインフラ面での改善点や地域住民のニーズについて、その事実を具体的かつ客観的なデータに基づいて説明してもらいたいという質問を出しております。2ページでございます。

これにつきまして、OCNのほうからは、「インフラ面での改善点については、平成18年12月から開始された大分県内地上波デジタル放送に合わせ、施設・伝送路の改修を行い、全エリアにて広帯域化が完了し、大分県内の地上デジタル放送をお届けしております。これら広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域も確保し、伝送する機器も準備が完了しております。ゆえに当該放送局の再送信ができます。また、地域住民のニーズについては、大分県内地上波デジタル放送開始以来、視聴者の皆様から非常に多くの問い合わせが寄せられるようになりました。年明けからその数はますます増え、1日70本から100本程度のお問い合わせをいただき、その中の約半数は福岡のデジタル放送に関する内容で、電話対応や訪問による説明など、社員総出で対応いたしました」という旨の回答がございました。

また、照会事項の①-2、3ページでございますが、加入者から強い要望があるという具体的事実を示してもらいたいという質問をいたしました。

OCNのほうからは、これにつきましては、同一市内に複数のケーブルテレビ局が存在し、視聴エリアが重複している地区もございます。そのような環境の中、現在、アナログ区域外再送信について、他社では福岡局が5局視聴でき、弊社では3局視聴と局数の差が生じ、5局視聴を望む強い要望が毎日のように弊社に寄せられておりますという旨の回答があり、また視聴者コメントが添付されておりました。

次に、照会事項②-1、4ページでございます。無断で停止したことに対する当該放送局や視聴者に対する責任感の欠如を指摘する意見があったところ、これに対する所感を示してもらいたいという質問をしております。

これに対しまして、OCNのほうからは、「当該放送局様に無断で再送信を停止した行動は弊社の身勝手な判断と放送事業者として絶対行ってはいけないことです。当該放送局様はもとより視聴者の皆様ならびにその他の関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛け

しましたことを深くお詫び申し上げます」との回答とともに、「今回停止に至った経緯として、防災システム導入当初、インターネットでのみ映像を提供し、テレビのチャンネルでの配信は設備を増設した後に配信する予定でありましたが、平成17年9月の台風14号襲来の際、地区の自治会長ほか役員の方々から『インターネットでは操作が複雑で高齢者には難しい、簡単にテレビのチャンネルを切り替えて見られるようにしてほしい、至急に映像を流してほしい』と懇願されました。弊社としても苦渋の決断を強いられ、住民の安全を考慮することが優先と考え、当該放送局様用として使用している機器を防災映像用に切り替えた次第でございます」という旨の回答がありました。

また、照会事項②-2でございますが、なぜ放送事業者に事前に連絡・相談がなかったのか理由を示してもらいたいという質問をしております。

OCNからは、「再送信同意書の内容に対する認識不足及び、弊社内での身勝手な判断に基づいた行動であり、当該放送事業者はもとより視聴者の皆様を軽視した行動であり、私共の業務に関係いただいているすべての皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます」という旨の回答がございました。

また、照会事項②-3でございますが、当該放送局からの指摘を受けて、当該放送局に対して、これまでに取られてきた対応及び今後の対応を具体的に説明してもらいたいという照会をいたしましたところ、OCNのほうからは、「ご指摘を受けた後、無断で停止したことについてお詫びするために九州朝日放送株式会社様、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社様、それぞれに訪問をさせていただきました。訪問した際にも、ご担当者様より法令遵守に関する意識の欠如を強く指摘されました」という旨の回答がありました。

また、今後の対応として、「再発防止策として当該放送局様に対し、6箇月に一度訪問いたします。その際に弊社に寄せられる番組に関する視聴者様からのご意見や、社内体制改善に関する実施報告を提示いたします。当該事業者様より意見、要望等が発生した場合は、速やかに対応いたします」という旨の回答がございました。

次に、照会事項③、6ページでございます。

前回の照会事項に対するOCNの回答において、「デジタル放送はすばらしく、」とありましたが、見方によっては、放送内容がすばらしくなければ、さらに再停止を行う可能性があるように思えるところを、今後再停止を行わないとする根拠を具体的に説明してもらいたいという照会をかけております。

OCNのほうからは、「弊社の回答における『デジタル放送はすばらしく、』という言葉の意図は、放送内容に関する評価のみならず、デジタル技術は視聴者の皆様により豊かで便利な生活環境を提供する機能があるとの技術開発のすばらしさを表現したものです。地上デジタル放送に対して視聴者様からさまざまな形で要望が寄せられております。再送信同意をいただければ、その責務を果たすため万全の努力をいたす所存です」という旨の回答がありました。

また、照会事項の④、7ページでございますが、デジタル放送では再送信の停止を生じさせないと考える根拠を、具体的に説明してもらいたい。特にデジタル放送では、放送局との間で契約を誠実に遵守することを客観的に説明し得る社内体制の改善等があれば、その旨を具体的に説明してもらいたいという照会をしております。

OCNのほうからは、これに対しまして、「今回の当該事業者様に対しての弊社における行動は、ご指摘を頂いた放送事業の前提となる法令遵守及びコンプライアンスなどに関する意識の欠如が、根底にあったものと考えております。役員及び社員一同深く反省いたしております。今後は法令遵守の意識を高め、二度とこのような行動を起こすことのないよう配慮するとともに、以下2つの改善策に取り組みます」とした上で、「一般視聴者に参加してもらうことにより、視聴者の皆様が弊社に対して何を求めているか、第三者的視点で意見を述べてもらい、検討した上で業務内容の改善を求める委員会」としての役割を担う「デジタル放送協議委員会」を設置するとともに、「コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関連する事項をまとめた、コンプライアンスマニュアルを策定して、全役職員に配付し、再発防止に向けて認識の徹底を図っていきます。コンプライアンスに関する研修等についても積極的に参加し、社内LANを活用したコンプライアンス教育を定期的に行っていきます」という旨の回答がありました。

以上が資料20-1の内容のご説明でございます。

○根元部会長　では、OCNに対して、前回のこの会で、もう一度しっかり聞かないと裁定に関しまして十分な状況を把握できないということで、極めて具体的な問い合わせ事項を委員の方々からご提示いただきまして、それを大分ケーブルネットワークのほうに聞いたわけですね。返事でございますが、今、ご説明いただいた時点で、この回答に対してのご意見をいただければと思います。裁定の決定に当たって、まだ足りないか、十分であるかということを確認していければと思っております。いかがでしょうか。

一番目はインフラの面でございますが、これは長村先生から大分ご指摘いただいたの

で回答はいかがでしょうか。

○長村委員 非常に丁寧な文章になっていますので、これでいいと思いますが、かなりアクションをとっていきますという文面が多いので、いつまでやるかは別にして、当面の間は少しそのフォローをするような、ほんとうにこの回答のとおり実行されているのかどうか、報告を義務化するとか、そういう仕組みがちょっと必要じゃないかなと思います。

○根元部会長 そうですか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。もしそういうフォローが必要だとすると、だれがフォローするのですか。この部会ですか、それとも福岡の通信局でしょうか。

○藤島地域放送課長 事務局のほうでやらせていただきます。また、次回といたしますか、折を見て会議でわかって時点で、随時報告させていただくという形式をとらせていただきたいと思います。

○長村委員 はい。

○根元部会長 それでは、あと、地域住民のニーズでございますが、ニーズが高いという返答でございます。これは前の資料にもありましたけれども、その繰り返しのような気がします。必要性は認められるということだと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

○根岸委員 結構です。

○根元部会長 それから4ページですが、無断で停止したということでございますが、絶対行ってはならないことをやってしまったという反省が述べられておりますが、大谷先生いかがですか。

○大谷委員 事務局のほうでかなり丁寧な質問を出していただいた結果として、このような回答をいただいておりますので、また実際のところ、例えば平成16年9月から再送信が可能となって、平成17年9月に台風が襲来したということを受けて、防災システムのほうに切り替えざるを得なかったというそのあたりの事情で、その間実際に再送信を行っていたかというようなことも含めて、事務局にご確認をいただいたところ、実際に書かれているとおりで、防災システムにどうしてもシフトせざるを得なかった、多分マンパワーともに、それから実際に設備も足りずに、人も十分にいないというような状況のもとでは、やむを得なかったのではないかと想像されるさまざまな事情がわかりましたので、この反省の弁というか、それは素直に信頼して差し支えないと思っております。

ます。

ただ、先ほどの視聴者ニーズということがやはり裏づけにあって、全体を拝見していても、おそらく何が問題とされているのか、初めてわかったというか、まだもしかするとわかっていないかもしれないというところはあるのですけれども、やはり視聴者のニーズということを重視すると、どうしても再送信を認める方向で考えていかざるを得ないんだなというベースがあって、そういう判断をしたいと思います。

○根元部会長 どうもありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

再発防止策もつくられて、それから放送局のほうにも定期的に訪問するというようなことも出ております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長 では、次は、「デジタル放送はすばらしく、」という表現が抽象的であるということで、それに対する回答が6ページですが、関根先生いかがですか。

○関根部会長代理 そうですね、「すばらしいさ」と書いてあるところがちょっと気になっているんですけれども、まあその誤植は置いておいて、上から4行目のところですね。ここで言っていることは、要するに技術開発のすばらしさを表現したものですよということですね。これは一般的に言われていることでございますから、市民の側からしてもこのような反応があるということを出すという点では、このとおりだと思います。内容を詳しく説明していただいたということで、これは特に問題はないと思います。

全体的にとすると、さっきの部分にちょっと戻ってもよろしいですか。

○根元部会長 どうぞ。

○関根部会長代理 高田地区の防災システム導入に至った経緯のところ、自治会長の役員の方が会社に詰め寄って、こういうふうに高齢者に難しいから変えてくれと懇願されたという話がありますね。こういうことをやっぱりもう少し早く知りたかったというのが私の正直な印象です。ですから、このように切り替えた理由が、市民からの要望であったということを前の段階で教えていただければ、一つ前の委員会でも、私としては、もうそれは無理もないだろうということで、もうその時点で裁定に至ったかもしれないと思うのです。こういった地元の人たちがどういう理由で依頼してきて、それに対して会社がどのような判断をしたのかということをごひ詳しく教えていただければよかったですかなと思いました。以上です。

○根元部会長　　ありがとうございました。

根岸先生、何か全般を通して。

○根岸委員　　ごさいません、これで結構だと思います。最後の要するにコンプライアンス体制というの、先ほど長村委員がおっしゃったように、「仏つくって魂入れず」ということもしばしばあることなので、フォローしていただくということで結構だと思います。

○根元部会長　　ありがとうございました。それでは、OCNに対しての回答につきましては、審議した結果、裁定に当たってネガティブな要素はないということだと判断してよろしいでしょうか。

私から質問ですが、多分この回答ですけれども、再送信をやって勝手にとめたとか、そういう事例に対して、CATV方のほうが、どうしなければいけないかという一つのサンプルになり得ると思うんです。こういう状況でそれだけの責務を持って再送信しているかどうかというチェックポイントにもなりますものですから、どこかで問題があったらこういう資料を関係される方々に見せていただくのも手かもしれませんね。

では、ご説明いただいた回答事項に関しましては、部会としては認めて、要するに深く反省している、今後再発しないように努力しているということで、裁定に当たっては、ネガティブな課題ではないと結論するというふうにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、続きましてご説明をお願いします。

○藤島地域放送課長　　それでは、資料20-2から20-5まで一括して説明をさせていただきますと存じます。

20-2から20-5まで示しておりますが、全部で4分冊になります、かなり大部の資料でございますが、こちらのほうは前回の部会におきまして、各社からの裁定申請についての答申案ということで、そのたたき台ということでお見せした上でご審議をいただいたものでございます。本日の答申案につきましては、前回のご議論、その時点での委員各位からのご指摘、並びに、ただいまの大分ケーブルネットワーク株式会社への再照会に対する同社の回答などを踏まえまして、事務局において修正を加えた上再度ご提示させていただいたものでございます。

時間の関係がございますので、前回の部会にお示した案からの主な変更点についてのみ絞ってご説明を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず資料20-2からでございます。これは大分ケーブルテレコム株式会社からのもので、次、20-3がシーティービーメディア株式会社、20-4が株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請についての答申案でございます。

20-2でございますが、まず答申案の主文といえますか、1枚目につきまして、「平成19年5月24日付け諮問第1172号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する」とした上で、答申の中身として、「大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信同意裁定申請について、別紙のとおり裁定することが適当である」としまして、個々の裁定について別紙1から4で後ろに添付したものを付けるという形式でございます。この構成につきましては前回と同様でございます。

なお、各答申案におきまして、なお書きというものを前回お示しさせていただきましたが、前回の部会でのご議論を踏まえまして、表現について若干修正しておりますので、再度読み上げさせていただきます。「なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべきと考える。おって、その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである」としております。このなお書きにつきましては、各答申案共通でございます。以上が答申の主文に当たるところでございます。

次に、答申の中身でございます。それぞれ別紙1から4ということをつけさせていただいておりますが、こちらが裁定案の本体でございます。文言、字句、表現ぶり、体裁等につきましては、前回の部会でお示したのものから所要の修正を若干加えさせていただいておりますけれども、論旨あるいは構成につきましては、前回の部会でお示したものとほぼ同様でございますので、詳細な説明は省かせていただきたいと思います。

ということで、20-2から20-3、4までのご説明は以上といたしまして、あと、資料20-5、先ほど回答いただきました大分ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請につきまして、これは前回につきましては、1案、2案という格好で非常にあいまいな形でしかご議論いただいておりますので、本日、これについてちょっと中心にご議論いただければと思っております。

まず、1枚目につきましては、他の20-2から4と同じでございますので省略させていただきます。

それから中身につきましても、先ほどの20-2から20-4までと同様の部分は、省略させていただきたいと存じます。

それから、問題の一番変わった部分、別紙2の真ん中辺になって、ホチキスでとめられてしまっていて、少しわかりにくいかもしれませんが、別紙2の大分ケーブルネットワークから九州朝日放送株式会社に対する部分、このところについてちょっと説明を加えさせていただきたいと思います。1ページの裁定の主文については、これは先ほどご結論いただきましたように同意するという方向ですので、同じでございます。

それから理由のところでございます、具体的には6ページから説明させていただきたいと思います。これにつきましては、先ほどご議論いただきましたように、まず過去の無断停止については深く反省している、また停止の理由となったシステム面の問題については、広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域を確保し、伝送する機器も準備が完了している。さらに、法令遵守の意識を高め、再発を防止するため、第三者委員会の設置や、コンプライアンスマニュアルの策定、配付といった措置を講ずるといった趣旨の回答が寄せられておりました。この回答の内容を踏まえますと、前回ご議論となりました今後無断で再送信を停止する可能性に対する懸念は払拭されておるものではないかという先ほどのご結論をいただいたところでございます。

ということで、再送信に同意しないことについて正当な理由があるとは言えないと判断するものとして、前回お示しした裁定案の理由をベースに、大分ケーブルネットワーク株式会社の、向こうからの回答書の表現等を踏まえて修正を加えたものがこの6ページ(2)の表現でございます。まずはそのまま読み上げさせていただきます。

3行目からですが、「KBCは、申請者に対し、平成16年9月1日から平成19年3月末までの間、同社のアナログ放送の区域外再送信について同意しているところ、申請者との協議の過程で、申請者は、KBCが同意した再送信を、事前に報告のないまま実施していないことが明らかになった。KBCは、当該同意について、「当社の全ての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」などを条件としており、申請者の行為が、同意条件に違反するものであることは明白である。このことは、「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである。」と主張している。しかしながら、KBCのアナログ放送について、申請者がKBCから同意を得ながら再送信を途中で停止した理由は、地域住民の要望に応えるための防災システムの構築が必要であったため、既存のい

ずれかのチャンネルを振り替えざるを得なかったことから、やむなく再送信を停止したものであるとする申請者からの釈明があった。この点について、申請者は「広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域（U27chからU31ch）も確保し伝送する機器も準備が完了」しているとしており、また視聴者の要望も強いことが主張されている。さらに、申請者は再送信を停止するにあたり、KBCに対して事前に通知するべきであったが、無断で再送信を停止したことについて、深い反省の意を示しており、さらに、法令遵守の意識を高め再発を防止するため、デジタル放送協議委員会を設置するとともに、コンプライアンスマニュアルを策定し全役職員に配布する等の措置を講ずるとしている。したがって、今後、無断で再送信を停止する可能性が高いとは言えず、過去の違反行為をもって直ちに、今後、デジタル放送の再送信においても放送の意図を害し、又は歪曲する可能性があるとはまではいえないであろう。そのため、この主張には、デジタル放送の再送信において、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にさせていただきます。

この部分につきましては、先ほどご説明いたしました資料20-1のOCNからの再回答文書と合わせて部会としてご議論いただきまして、この方向性あるいは書きぶりでもよろしいか再度ご決定いただくようお願い申し上げます。

最後に、9ページが一番下の結論のところでございますが、結論といたしまして、「同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない」という表現でここは締めさせていただいておるところでございます。

以上、前回と重複のところをはしょった関係上、はなはだ簡略でございましたが、答申案についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○根元部会長　本日をもって答申をしたいわけでございますが、最初に、OCNに対する中身についてご審議をいただきたいと思っております。

先ほどご説明いただきましたように、OCNからの回答に基づいて、この部会としての判断でございます。判断した表現が6ページに書いてあるわけでございますが、この表現に関して何かご意見、ご注意がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。うまくまとまっていると思うのですが。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　では、ここに表現してあるようなことで、再送信に同意しない正当な理由は認められないというふうにここで確定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　では、どうもありがとうございます。それでは、OCNに対する表現はこれで確定できたと思います。

　　そうしますと、本日この4つの答申書を出すわけですが、これ全体についてのご意見をいただいてよろしいですか。もしご注意がございましたらお願いしたいと思います。特に、前回は、なお書きで地域ニーズのところに対する表現とかにいろいろご注意いただきまして、委員の方々に前もってご意見をいただいて本日に至っているわけですが、なお修正すべき点がございましたらご指摘させていただきたいと思います。

　　大事なのは、判断というところですが、我々の部会として判断に当たって考えなければいけない9つの項目を整理させていただきまして、その判定に当たっては再送信に当たって放送の意図がゆがめられないこと、それと……。

○関根部会長代理　　この辺ですね。意図が害されていないとか……。

○根元部会長　　2つありまして、意図が害されていないということと、又歪曲されているかどうかという、その裁定に係る一方の背景を尊重して、その観点でいろいろ議論させていただいて、いずれの9つの問題についてそれは認められないという結論でございます。よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　それでは、この4件に関しまして、きょう提出いただいたとおりにここで確定させていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　では、そのようにさせていただきます。

　　以上で、本日の議題は終了でございますが、あとは事務局のほうから何かございますでしょうか。

閉　　会

○根元部会長　　よろしゅうございましょうか。

次回の日程につきましては別途確定になり次第事務局のほうからご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたしたいと思ひます。どうもありがとうございました。